

第13期千葉県生涯学習審議会第9回会議及び令和3年度
第1回千葉県社会教育委員会会議議事録

令和3年6月1日（火）

午後1時30分～午後2時45分

スポーツ科学センター第1研修室

出席委員（敬称略五十音順）

岡部 成行	重栖 聡司	久留島 浩	式場 敬子
田中 美季	田村 悦智子	福田 正明	二村 好美
望戸 千恵美			

出席事務局職員

千葉県教育庁教育振興部長	浅尾 智康
千葉県教育庁教育振興部生涯学習課長	鈴木 真一
千葉県立中央図書館長	吉野 清
千葉県立中央図書館読書推進課長	大森 明香
千葉県教育庁教育振興部生涯学習課 主幹兼学校・家庭・地域連携室長	渡邊 尚久
主幹兼社会教育振興室長	柳生 浩之
社会教育振興室 新県立図書館建設準備班長	谷口 維啓
同 副主幹	田中 雅美
同 社会教育班長	阿部 雄一
同 副主幹	垣屋 和利
同 副主幹	小倉 藤吉
同 社会教育主事	三島 隆志
同 副主査	岩本 直樹

3 議 事 (1) 「令和3年度社会教育関係団体への補助金の交付について」

(諮問・答申)

【社会教育委員会議の取扱い】

議長

次第に沿って進めさせていただく。

議事の一つ目の令和3年度社会教育関係団体に対する補助金交付については、資料にもあったように、社会教育法に則って県教育委員会から審議会の意見を聞くという諮問の形をとっている。例年のことであるので、諮問・答申の形についての説明は省略する。委員の皆様の賛同が得られれば、答申としたい。

なお、補助金交付の対象となっている団体に千葉県PTA連絡協議会が入っており、岡部委員は会長になっているので、しばらくの間、退席していただきたい。

(岡部委員退室)

議長

では、事務局から説明をお願いしたい。

事務局

それでは、議事(1)令和3年度社会教育関係団体への補助金の交付について説明させていただく。資料1を御覧願いたい。

議事資料の資料1には、補助金についての諮問を載せさせていただいた。

資料2を御覧願いたい。

資料2には、関係規定を載せさせていただいた。社会教育法抜粋、第13条には「国又は地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合には、地方公共団体にあつては教育委員会が社会教育委員の会議の意見を聞いて行わなければならない」と規定されている。

県教育委員会では、社会教育の振興を図るため、県内で活動実績のある社会教育関係団体に対し、その事業に関する経費について補助金を交付している。そこで、令和3年度の社会教育関係団体への補助金の交付について御意見を伺うものである。

資料3を御覧願いたい。資料3は令和3年度社会教育関係団体に対する補助金交付予定一覧である。

それでは、この内容について説明させていただく。対象となるのは、県全体で活動し、全国組織につながる10団体である。なお、日本海洋少年団千葉県連盟及び千葉県国公立幼稚園・こども園PTA連絡協議会から、予定していた事業が新型コロナウイルスの影響により中止したことから辞退する旨の申出があった。また、千葉県連合婦人会からは、団体の希望により解散したとの報告があった。そのため、今年度は7団体に対し補助することとした。また、補助に当たり、令和2年度の事業内容と決算、補助金を受けたことによる効果、令和3年度の事業計画、収支予算に加え、団体の財務状況や会員数の推移、

役員など組織の状況等について、各団体からヒアリングを実施し、申請内容を精査したところである。

補助申請の内容の欄を御覧願いたい。各団体とも社会教育の普及や機関紙の発行、研修会参加費など補助金の対象事業として適切である。補助金額については、支給額の下限を4万円とし、予算の範囲内で配分した。

各団体の交付申請に関する関係書類については、別添資料にまとめてあるので、そちらを御覧願いたい。

以上、よろしく御審議くださるようお願いする。

議長 　　ただいまの説明について御質問、御意見をまとめて受ける。本県の社会教育関係のいろいろな行事あるいは団体に関する細かいことを知る機会でもあるので、素朴な質問でも結構である。委員の皆様から出していただければと思う。

委員 　　今、資料3の補助金に対する内容を見ていたら、全て広報紙に関連したものであるが、これらの中に講師の派遣依頼といった類いのものはないのか。これらは広報紙のみの予算になるのか。

議長 　　事務局はいかがか。各団体の事業概要をつけて説明していただければよく分かるかと思う。

事務局 　　資料3の補助申請の内容のとおり、各団体からは広報紙、ニュース関係等といった資料に関する補助申請という形で本年度は受けている。

議長 　　もう少し踏み込んで説明をいただけないか。

事務局 　　関係規定の第4条に当たる。補助事業経費の第4条に、補助金交付の対象となる経費は、補助事業による経費のうち報償費、賃金、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料とすると書かかれている。また、3番の3に当たる参考には、補助事業の範囲としてアからクを掲げている。今回は、エの機関紙の発行資料の作成配布の方法による社会教育に関する宣伝啓発の事業という形になっている。

議長 　　予算に対する要求であるので、分かりやすい広報紙という形で要求がなされているかもしれないが、それ以外の、例えば講師を呼んで何かをやりたいという場合に申請ができるのか、あるいは団体がそういうことをやっているのかという観点から説明をいただければよく分かるかと思う。

事務局 　　講師を招いての事業も展開できるかという御質問については、基本的に補助

対象経費として報償費が含まれているので、計画の段階で講師を招いて実施するというのであれば補助対象経費になるので、大丈夫かと思われる。

委員 今もなされているのではないかと思うが、千葉県のPTA連絡協議会で、昔は年に何回かは講師を呼ばなければいけないことがあった。私がPTAをやっていたときにはあったが、今もそうだとすると、この予算で足りているのかが疑問である。

議長 議論全体の核である。そういうものがなされているか、予算の範囲のことの2点質問があった。

事務局 まず、PTAの連絡協議会の実施の状況として、謝金の実績が事業の計画段階で寄せられていないような状況である。予算については、基本的に補助金の県の予算があるので、その範囲内で県として補助しているような状況となっている。

議長 ほかにいかがか。

委員 別の委員からも御指摘があったが、資料を見ると、補助事業内容が印刷しかあげられていないように読めてしまう。これだと他に事業をしているとは思えないような構成になっている。実際に、様々な行事ができないことはコロナ禍のなかでは仕方がないと思うが、どうも毎年補助事業としてここに出されているものの多くが印刷費の補助になっているように思う。もしそうだとすると、私は印刷したものの自体を私たちにを見せていただいた方がよいと思う。その中で、どういう活動をされているか、どのように広報していらっしゃるのかについても確認しておくことも大切だと思うからである。印刷費のみがここに出されているとしたら、やはりそれを確認する方法を私たちに下さらないと、補助事業についての判断ができない。必ずしも多くない予算のなかで苦勞して活動していらっしゃることは十分に理解しているが、県として支援する内容が毎年同じように印刷しているというだけでよいのか。県民に対してそれだけでは説明にはならないのではないかと思う。

議長 ヒアリングはなされているという先ほどの説明があった。そのあたりについて、事務局はいかがか。

事務局 ヒアリングの中で、今年度はコロナの関係等もあり、研修等が開催しづらい状況であるという話は聞いている。それで印刷物が多い印象になっている。

事務局

今あった1点目の御質問である。今お話があったのは、予算の範囲、予算は限られたものであるので、各団体はその予算を見て申請でも取り替えているようなところはあるのではないかと、その活動が印刷だけが全てかというような御質問だったかと思う。初めにも申し上げたが、この補助金は予算の範囲内ということはあるが、今御指摘のあった講師の謝金なども対象となる。今年度申請は資料にあるとおりであるが、この補助金の仕組みについて、各団体に補助金の対象について改めて周知して、事業の内容、今後申請をしていただけるようにしていきたいと思う。予算については県の中で財務の当局に事情をきちんと説明して、必要なものについては支援をしていきたいと思う。

次の御質問である。こちらについては、補助の申請を認定するに当たり、必要な確認事項に関することだったかと思う。今回、私どもは、事業の計画、収支予算書をもって支出を確認した。しかし、確かに委員のおっしゃるとおり、印刷物にしても一体何に、どういった内容のものを印刷して活動したのかという点を改めて確認し、委員の皆様方に報告できるようにしていきたいと思う。今回の確認は、担当者の口頭によるヒアリングで確認をしたのみということである。各団体とも、ヒアリング、口頭での確認だが、きちんと支出、執行されたと考えている。

議長

委員からの指摘に対して、今後の方向性について事務局から話があったわけであるが、いかがか。

委員

今、事務局から御答弁いただいて、委員の皆さんも大体御理解いただけたと思うが、この書類だけでは言えない部分が多々ある。いわゆる補助対象経費は今回はこの広報紙でやっているということであった。今回初めて詳しく資料を用意していただいたこの事業計画書だが、実際には各団体、例えば千葉県子ども会育成連合会の中では研修会等をやっていると思う。でも、ここには啓発紙しか対象になっていないので、そういう活動が載っていない。よく見ると、研修会報告とか、ここに載っているところではほんの少しであるが見える部分がある。

実際に各団体には、それぞれに活動実績があり、どの団体も長い歴史を歩んでいるので、コロナの関係でイベントができなくなった、中止になったというのはもちろんあると思うが、それ以外にもしっかりと活動をやっていると思う。これはあくまでも啓発紙を補助対象経費としているから、アイウエオのエで今回やられているので、私ども委員には各団体の活動が見えない。しかも、別の委員の御指摘にあったように、作った啓発紙が一体どのようなものであったのか。もしできるならば、サンプルを付けていただければ、各委員の方も分かるし、実績報告書の写しを添付してもらえれば、どのような活動をやっているか、各委員さん方にももっと中身が見えてこようと思うので、次回

からその辺の工夫をしていただけるとありがたいと思うが、いかがか。

事務局 先ほども申し上げたが、今回申請のあった各団体にはどのような活動をして補助対象としてこういうものが考えられるということについて、改めて各団体に案内する。また、支出に係る審査については、委員からは次回からというお話があったが、広報紙のサンプルやこういったものをどこにどれだけというようなものは、口頭では確かに支出を確認しているが、改めて取り寄せて、委員の皆様へこういうものだったということで、私の責任で確認はして、委員の皆様へ後日送付ということで確認していただければと思うが、いかがか。

議長 事務局からただいま説明のあったような対応をさせていただきたい、早急に対応したいということで、委員の皆様、御理解いただけるか。

各委員 (異議なし)

議長 次回からに限らず、すぐにできるものは対応していただけたらと思う。

事務局 承知した。

議長 その他の御意見、御質問があれば伺いたい。
では、今の課題への対応も含めて、この議事については了承いただくということでよいか。

各委員 (異議なし)

議長 この内容をもって答申という形で千葉県教育委員会にお返ししたい。その事務的な取扱いについては、事務局によりしくお願いをする。
岡部委員に入室いただく。

(岡部委員入室)

3 議事(2) 千葉県読書バリアフリー推進計画について(協議)

【生涯学習審議会の取扱い】

議長 では、先に進める。議事(2)、事務局の説明で生涯学習審議会の取扱いということをお願いする。千葉県読書バリアフリー推進計画について、事務局からの説明をお願いする。

千葉県読書バリアフリー推進計画の策定について説明する。

資料4を御覧願いたい。視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律、略称、読書バリアフリー法に基づいて千葉県の読書バリアフリー推進計画を策定しようとしているものである。

概要と作成の体制について説明する。

1、経緯であるが、平成31年1月、「盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約」が日本について効力を生じた。このマラケシュ条約は、視覚障害者等による著作物利用を促進するため、著作権の制限や例外を設定するとともに、条約締結国の間で著作物の複製を交換する体制を整備するものである。この条約が読書バリアフリー法の成立の契機となった。令和元年6月に読書バリアフリー法が公布、施行され、翌令和2年7月に国が読書バリアフリー基本計画を策定している。

2、読書バリアフリー法の概要であるが、目的は第1条に、「障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与すること」と定められている。基本理念として、第3条に、視覚障害者等が利用しやすい書籍及び電子書籍等の普及、量的拡充、質の向上が図られること等が示されている。責務として、第5条に、地方公共団体は「国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する」とされている。また、第8条に、地方公共団体は、国の「基本計画を勘案して、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の状況等を踏まえ、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない」とされている。これらに基づき、今回、千葉県の読書バリアフリー推進計画を定めようとするものである。

3、推進計画に定めようとする事項であるが、読書バリアフリー法には、地方公共団体が講じるべき施策が示されている。①視覚障害者等による図書館利用に係る体制整備が第9条、②インターネットによるサービス提供体制強化が第10条、③特定書籍、特定電子書籍等の製作支援が第11条、④端末機器の情報入手支援、情報通信技術の習得支援が第14条と第15条、⑤製作人材、図書館サービス人材の育成が第17条に、地方公共団体は必要な施策を講ずるものとする定められている。これに基づき、推進計画にはこの①から⑤について、千葉県の状況に応じた取組を盛り込みたいと考えている。

4、計画作成の体制及び今後の予定であるが、計画作成の体制については資料5を御覧願いたい。

千葉県読書バリアフリー推進計画の策定の流れであるが、初めの四角に読書バリアフリー法の概要を記載している。これに基づき、次の四角、国の読書バリアフリー基本計画がある。これらに基づいて千葉県の読書バリアフリー推

進計画を作成しようとしている。

その下の四角、千葉県の読書バリアフリー推進計画の策定については、生涯学習課が事務局となって策定を進めていく。計画作成に当たっては、まず、庁内関係課の担当者会議として読書バリアフリー推進庁内検討会で計画の内容を作成する。関係課は、教育庁内の特別支援教育課、学習指導課、生涯学習課、県立図書館のほか、健康福祉部の障害者福祉推進課とも協力していく。なお、読書バリアフリー法や国の基本計画も、文部科学省と厚生労働省連名となっている。内容の作成に際しては、必要に応じて関連事業への意見聴取等を行う。

次の四角の部分であるが、生涯学習審議会内に読書バリアフリー推進部会を新たに設置したいと考えている。読書バリアフリー推進部会は、生涯学習審議会委員4名と、外部からの協力員として、読書バリアフリーに知見のある社会教育、学校教育、障害者福祉関係者4、5名で構成したいと考えている。計画面案に対して部会で御意見を伺い、御意見を反映して案を修正していき、生涯学習審議会に御報告する。なお、このように生涯学習審議会内に部会を設置するという体制は、千葉県子どもの読書活動推進計画の改定の際にも、同様の体制で内容の検討をしたところである。その後、県としての案ができれば、県民の意見を反映させるパブリックコメントを実施し、計画を策定していくという流れとなる。

今後の予定についてであるが、資料4にお戻り願いたい。最後の4、(2)今後の予定にあるとおり、6月に庁内検討会を設置し、内容の作成を進める。また、本日、生涯学習審議会内に部会を設置することを諮り、今後、策定まで3回程度と考えているが、部会を開催して御意見を伺いたいと考えている。11月頃を目安にパブリックコメントを実施し、今年度中に策定できるよう進めていきたいと考えている。

説明は以上である。

議長

1点目が千葉県読書バリアフリー推進計画を今年度中に、説明にあったような流れで対応していきたいということ、その流れあるいは内容についてである。2点目が、従来どおり、この審議会にこの計画策定についての部会を設置したいという事務局からの説明があった。

どちらでも結構であるので、委員の皆様から御意見、御質問等を伺いたい。

私から1点伺いたい。この6月に庁内の検討会を設置して、審議会の下に部会も設置して、部会のほうは10名弱で外部委員も入るという説明であったが、庁内の検討会と推進部会の関係はどのようになっているのか。

事務局

庁内の検討会は、庁内の関係各課から職員を集めて案を作成する。作業会的な職員内での担当者会議というような位置づけで案を作成していく。というのは、いろいろな分野にまたがっているの、公共図書館については生涯学習課

や県立図書館、学校図書館については学習指導課、特別支援教育については特別支援教育課、もしくは、図書館に限らず、点字図書館の運営や市役所の障害者福祉に関するところについては健康福祉部の障害福祉推進課が関わっていくので、それぞれ詳しい者に集まってもらい、それぞれの状況などを聞きながら案を作成していくというような、作業チーム的な職員の検討会として庁内検討会を考えている。

案をある程度形にしないと御意見を伺うのは難しいので、案を作成できたら、それについて部会の委員の皆様にご意見を伺って、さらによいものにしていきたいという二段構成で考えている。

議長 部会でまとめられたものを推進部会に出して、そこで議論していくという方向とのことである。

委員の皆様、ほかにいかがか。

これからの流れの説明だったので、特にこれではまずいというものはないと思う。では、部会を設置することについては異論はないか。

各委員 (異議なし)

議長 説明の中でこの部会員も4名程度とのことであったが、規定では会長が指名するとなっている。部会員については、事務局と各委員の皆様と調整しながら私のほうで決定したいがよいか。

各委員 (異議なし)

議長 では、議事(2)については了承いただいたということでよいか。

各委員 (異議なし)

議長 議事はこれで終了した。報告に移る。

4 報 告 (1) 令和3年度の社会教育施策について

【生涯学習審議会の取扱い】

議長 報告(1)は、今年度の社会教育施策について、事務局から説明をいただく。

事務局 私からは、生涯学習課主要事業のうち、学校・家庭・地域連携室に関する事業について説明する。資料6の1ページに当たるところである。

1点目は、地域とともにある学校づくり・学校を核とした地域づくりである。

地域全体で子供たちを育む学校を核とした地域づくりを目指し、地域と学校がパートナーとして連携・協働し、地域とともにある学校づくり及び地域を創生する活動、地域学校協働活動を推進していく。今年度は、コミュニティ・スクールの導入に向けた働きかけをさらに加速させていきたいと考えている。

2点目は、家庭教育への支援である。全ての子供が適切な家庭教育を受けることができるよう、親の学びや育ちを支援するとともに、家庭と地域をつなげるなど、市町村や関係部署と連携を取りながら、家庭教育のさらなる充実を図っていく。

3点目は、企業や大学等と連携した教育の推進・教育CSR（Corporate Social Responsibility）の推進である。今年度も社会教育の観点からキャリア教育を積極的に推進するために、多くの企業等に御協力いただき、感染症への対策を講じながら、夢チャレンジ体験スクールと子ども参観日キャンペーンを実施する予定である。また、企業における教育CSRの機運を高めるべく、企業と学校のマッチングを図り、モデルプランを作成、実践するなど、企業の教育CSRと学校をつなげていく。

学校・家庭・地域連携室の主な事業についての説明は以上で終わる。ありがとうございました。

事務局

私からは、生涯学習課主要事業、社会教育班、社会教育施設班、新県立図書館建設準備班に関わる事業について説明する。

資料6の2枚目を御覧願いたい。まず、資料の上段から、子どもの読書活動推進事業、社会教育関係団体の支援及び社会教育主事講習等研修受講促進事業、学校卒業後における障害者の学びの支援事業がある。その中で、新規事業となる学校卒業後における障害者の学びの支援事業について説明する。

本事業は、平成30年度から令和2年度まで実施した国の委託事業で得た成果を基に、学校卒業後の障害者が社会で自立して生きるために必要となる力を生涯にわたり維持、開発、伸長することができる学びの場を県内各地へ普及するよう推進していく。具体的には、県内各地域の公民館で障害者対象の生涯学習講座の開講の支援を行う。また、生涯学習講座の動画配信や障害者の学びに関する相談窓口の整備や市町村職員に取組の紹介、情報提供などを行っていく。

次に、さわやかちば県民プラザにおける生涯学習の推進についてである。本県の生涯学習に関する中核拠点として、生涯学習の振興や芸術文化活動の振興のため、1から8の記載となっているが、最終ページもある。まず、学んだ成果を生かすシステムとして構築した、まなびシステム「ちばネット」や千葉県生涯学習情報提供システム「ちばりすネット」の充実を図っていく。また、市町村の生涯学習・社会教育担当課や公民館等社会教育施設とのネットワークをさらに強化するため、情報共有や情報交換会を通して相互理解を深め

ていく。1枚おめくり願いたい。さわやかちば県民プラザにおいても、学校卒業後における障害者の学びの支援に関する事業について、生涯学習課と連携し、障害がある方への生涯学習を推進していく。

次に、青少年教育施設における自然体験・生活体験活動の推進である。こちらは、令和2年5月に策定した県立青少年教育施設の再編構想に基づき、千葉県の魅力的な自然を生かした体験プログラムの開発や県内市町村立青少年教育施設等との連携を通し、青少年の体験活動を推進し、さらなる青少年教育の充実を図っていく。

次に、新県立図書館等複合施設整備事業と県立図書館サービスの充実についてである。新県立図書館等複合施設整備事業については、令和元年8月に策定した「新県立図書館等複合施設基本計画」に基づき、現在、建設予定地内の土壌分析調査等を実施しており、今後、埋蔵文化財などの調査を進めていく。

また、県立図書館サービスの充実であるが、先ほど事務局からも説明があったとおり、今後、千葉県読書バリアフリー推進計画の作成について、生涯学習審議会の該当委員におかれましても部会のメンバーとして参加していただくこととなるので、御協力をよろしくお願ひできればと思う。

以上で社会教育振興室の説明を終わる。

議長 学校・家庭・地域連携と社会教育振興についての主な事業について2人の方から説明があった。

御質問があれば受け付けたい。素朴な質問でも構わないので、出していただけたらと思う。

委員 素朴な質問である。子供たちがこれから成長していく、たくさんの魅力あるプログラムがあると、保護者の立場から思ったが、私だったらすぐ子供だけぽんとどこかに放り込んで、いろいろな面倒を見てくれる人がいるとよいと考える。例えばさわやかちば県民プラザにおける生涯学習の推進で、いろいろな魅力的なものがあるが、こういうところで実際に子供が何か体験をするときにサポートしてくれる方はどういう方がいらっしゃるかを知りたい。

議長 事務局お願ひする。

事務局 御質問について、さわやかちば県民プラザでお子さんたちが体験する活動に際して支援する方がいるかという点について、事業を実施する際に施設で登録されているボランティアの方がいる。ちばりすネット等は情報提供だけではなくて、講師の御紹介等もできるような形になっている。また、他の事業として、ちば子ども大学がある。お子さんたちが1年を通じて、大学等と連携しながら講座を実施、受講されるという事業である。そういった中で他の施設との連携

が施設のボランティアの方との関わりで支援していただけるような形になっている。

委員 ありがとうございます。

議長 ほかにいかがか。

似たような言葉がいっぱい出てくるので、素朴な質問で本当に結構なので、出していただけたらと思う。

委員 とてもいい内容になっていて素晴らしいと思う。この中に外国人に対しての対応というものを考えているのか聞きたい。

説明のあった、さわやかちば県民プラザにおける事業などは、これから10年先を見越してやるものだと先般おっしゃっていた。今後もっと外国人が増えてくると思う。外国人のことも考えて計画を作成しているのかを伺いたい。

事務局 御質問は各種事業において、外国人の方の参加を考慮して、対象としているものもあるかといった意味合いになってくるかと思う。外国人の方特定で対象としている事業はないが、基本的に学校域とか、例えば青少年教育施設、今年から青少年自然の家になったが、学校域で外国人のお子さんがある学校も利用されると思う。施設ごとの対応になるが、そういった方たちが利用に困らないように案内の表示等はできるところから進めている状況である。今後はそういった対応をどんどん考えていかなければならないので、各指定管理者等を含めて検討していければと思う。

議長 ほかにいかがか。

委員 2点伺う。学校卒業後における障害者の学びの支援事業は新規事業と伺ったが、さわやかちば県民プラザが地域の公民館で開講の支援をするというのは、具体的にどこで幾つぐらいという予定があるのかお聞きしたい。

2点目が、新県立図書館等複合施設整備事業で、整備を推進することだが、今年度は具体的には実施計画とか基本設計とか、どのあたり予定しているのか、伺ったかもしれないが、もう一度伺う。

議長 2点お願いする。

事務局 それでは、障害者の学びの支援の実践事業について説明する。

文にも書いてあるとおり、昨年度、時間をとり説明した文部科学省の委託事業が2年度末に終了したので、実践研究で得たものを今度は直接地域に波及さ

せるために取り組む。一年で県下全域に普及させるのは難しいので、5つの教育事務所の地域に分けて、年間、各地域、1市町村の1公民館で実践する方向で考えている。今年度の5市町村は東葛飾地域は野田市、葛南が市川市、北総が富里市、南房総が市原市である。東上総が長生村の5つの地域で実施していく方向である。

こういった社会状況なので、やはり東葛地域は公民館の動き自体が難しい状況であるということは伺っている。現在、一番進んでいる市町村が日にちの決定と講座の内容が決まっている。その市町村は市原市の公民館での調理実習である。経緯は去年までの実践研究においては既存の講座を活用し、それを障害者の方が参加できるように工夫することがよいという成果があり、新たに講座を立ち上げるより、あるものを活用していくという方向でいこうかという話合いがあった。そこからまず、公民館の希望を取り、近隣の特別支援学校にどのような講座を入れたらいいのかというアンケートを実施し、ニーズを把握した。その結果、調理実習という希望があがってきたので、調理になった。また、現在は障害の方を受け入れるに当たってどういったことに配慮すればいいのかというような質問などのやり取りをしている。

注意点として公民館に伝えていることは、初めてやる講座なので60点ぐらいでいいのではないかと、2回目にやるときに70点になっていけばいいのではないかと、3回目でもう少し点数がアップしていったらいいかと、障害者と一緒に講座をつくっていく気持ちでやっていくことが大切であるということである。

今年度からは、さわやかちば県民プラザが主となるが、足並みをそろえて進めていく。そのほかの市町村はこれからどういった講座をやるかというのを煮詰めていこうと考えている。

事務局

図書館の件については、先ほど少し申し上げたが、今年度、土壌分析調査ということで土の調査をしており、今後、埋蔵文化財の調査を実施していく。年度内に基本設計の発注まで進めることを目指している。明確に進んでいるところとしては土壌調査、埋蔵文化財調査で、基本設計の着手を目指すということで進めているところである。

委員

はい。ありがとうございました。

議長

ほかにいかがか。

委員

学校を核とした地域をつくっていくということであるが、市川がずっとやっているが、学校の先生に負荷がかからないのかが話題になっている。こういうことを進めるには当然、学校を使うので先生に負荷がかかるのかと思う。

あと、前にも言ったが、地域にコーディネーターがいるが、以前、地域でや

る場合にはコーディネーターを育成しながらやっていくという話があったが、その辺の進捗状況はいかがか。

また、調理実習の件、県立学校は高校か。小学校、中学校は市立で、これは高校でやるということか。

事務局 そうである。

委員 高校生ぐらいになると、社会問題でSDGs（Sustainable Development Goals）や今問題の食品ロスなどの課題を扱うことになる。実施の際には当然コーディネーターも要るし、それによって先生に負荷がかかると思うし、非常に大変な作業だと思う。何かその辺の工夫はあるか。

事務局 御質問ありがとうございます。

先ほど、学校を核としてという話をした。現在、県立学校もコミュニティ・スクールへの移行を私どもとしては推進していて、本年度は9校のコミュニティ・スクールとなった。今後も少しずつコミュニティ・スクールへの移行を働きかけていくが、やはり委員がおっしゃるように、コーディネーターは市町村立でも県立学校でも課題になっている。先日も市町村の教育委員会に聞き取りに行ったところ、地域によってはコーディネーター、地域の委員の選出に困っているという話も伺っている。県立高校のほうも、学校によっては、どの学校にも入っている開かれた学校づくり委員会の委員の中に、地域の方を可能な限り入れるということで管理職の方などにはお願いしているところである。私どもも推進していく上で、先生方への負荷がかかってはいけないと考えているので、学校の状況や何に困っているのかを丁寧に聞き取りながら進めていきたいと思っている。

また、SDGsなどいろいろなテーマがあり、特に市町村立だと地域密着型で、地域の方が直接関わったりするわけであるが、県立高校になるとなかなか地域とのつながりも薄いところもある。むしろ県立学校、それから特別支援学校については、それぞれの学校の特色、そういったテーマを中心に取組を推進していただけるような形で進めていけたらよいと考えている。様々な課題はあるが、一つずつ丁寧に解決しながら進めていきたいと考えている。

議長 教職員の負担についてはどうか。

事務局 生涯学習課では、昨年度から地域連携教員というものを位置づけていただきたいということで、各学校にはお願いをしているところである。管理職が地域の方といろいろ連絡は取りあうわけであるが、教職員を校務分掌に位置づけて、地域の方と連携をするようにと言っている。ただ、そういうのを位置づけたら

負担にもなるのではないかという話もあるが、管理職がしっかりとそのあたりを目配り、気配りして、負担にならないような配慮をしながら、地域とのつながりを深めていただきたいと考えている。

また、今後、校務分掌に位置づけた場合の負担などについては、しっかりと聞き取りながら進めていきたい。

委員

朝、散歩をしていると、ちょうど学校の正門の信号のところに知り合いがいて、ボランティアで旗を持って子供のお世話をやっている。あれも一つのコーディネーターだと思うが、そういう育成は多分よいと思う。在校生の両親はまだ勤務しているが、私は自由な時間があるので、そのような掘り起こしをすればもう少し出ると思う。自分の子供がいるときは全く学校に行ったことがないような立場だったが、朝、散歩していると結構みんないるし、昼は何をしているのということがあるので、そうやって地域の先生が両親のおじいさん、おばあさんなどを掘り起こしてコーディネーターをやっていくとよい。

コーディネーターをやっている、形になるものがあるといい。名刺ではないが、そういうのがあると本人も張り合いがあるので、ただ指定の名札をつけてやるのではなくて、もう少しプライオリティーがつくようなことをぜひ推進してもらおうと、やっている人も頑張れると思う。よろしく願います。

事務局

御意見ありがとうございます。

議長

貴重な意見をいただいた。

コミュニティ・スクールについては、千葉県は全国的に市川市が群を抜いて進んでいるが、何か補足があればお願いしたい。

委員

各学校でコミュニティ・スクールを設置していて、各学校のコーディネーター、地域コーディネーターを選定している。地域コーディネーターの方が地域の方と学校を結んでくださっているのが、それは本当にありがたいと思う。ただ、コーディネーターがすんなり決まる学校がある一方で、もうコーディネーターを降りたいという方がいるときもある。次の方をどうしていくかというところでは、次の方への引継ぎも含めて各学校で地域とつながっていくことが大切である。もう形はできているので、うまくできていけば教職員負担もそれほどにはなくできるかと思う。

事務局

それでは、補足する。

私も実は先日、市川の学校に視察に行った。その学校は委員の中に地域コーディネーターの方もいるが、やはり昔この学校に我が子を通わせていたという方が、その学校を応援したいということで委員になっている学校であった。

いろいろな市町村に聞き取りをしていると、次の世代にどのように声をかけていくかという課題を持っている方もいたので、先進的に進んでいる市川市などの事例なども参考にしながら、今後、ほかの市町村のコミュニティ・スクールへの移行の動きもあると思うので、そのあたりも参考にし、また、先ほどの委員からいただいた意見も参考にしながら進めていきたいと考えている。

議長 よろしく願います。
 そろそろ時間であるが、ほかにあるか。

4 報告（2）その他

議長 事務局のほうでその他の報告はあるか。

事務局 ない。

議長 では、ここで閉じて、事務局のほうにお返ししたい。御協力ありがとうございました。

司会 議長、ありがとうございました。委員の皆様、ありがとうございました。
 以上をもって、第13期千葉県生涯学習審議会第9回会議及び令和3年度第1回千葉県社会教育委員会議を閉会する。
 本日はありがとうございました。

—— 以上 ——